

## 職員の被服貸与要領

昭和4年4月1日

要領 第 2 号

社会福祉法人三芳町社会福協議会に勤務する職員に対して貸与する被服について必要な事項を次のように定める。

(被服の種類・更新貸与)

第1条 貸与する被服の種類及び貸与の更新時期は下記のとおりとする。ただし、デイサービスセンター「けやきの家」配属職員のうち、週2日以内の勤務の者については、それぞれ必要数まで減数する。

対象職員	種類	数量	更新時期
事務局配属職員	ジャンパー	1	磨耗により着用に耐え難い時
デイサービスセンター 「けやきの家」配属職員	Tシャツ または ポロシャツ (半袖)	3	毎年
	トレーナー または ポロシャツ (長袖)	2	毎年
居宅介護支援事業所配属職員	ジャンパー	1	磨耗により着用に耐え難い時

(返却)

第2条 貸与を受けた職員は、退職時及び磨耗により新たに貸与を受けた時には、速やかに返却するものとする。

(保全)

第3条 貸与を受けた職員は、被服の保全に十分に留意し着用するものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。